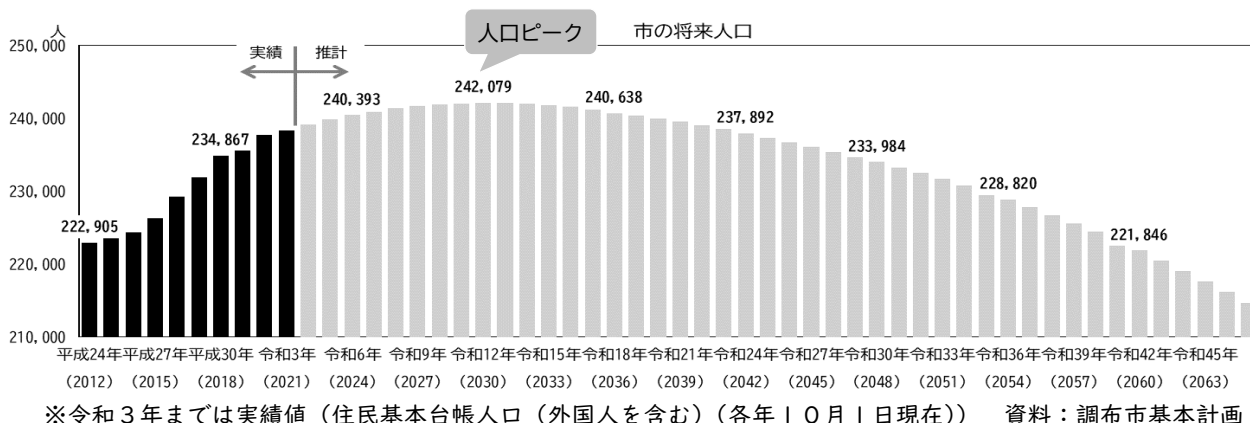


第2章 地域福祉の現状と課題

1 地域福祉の現状

(1) 人口の状況

市の人口は、平成30年から令和6（2024）年にかけて約6,300人増加し、238,774人となっています。将来人口（令和3年10月1日を基準とした推計）をみると、今後は増加数が徐々に縮小し、令和12（2030）年の242,079人をピークに減少に転じる見通しです。



向こう約20年の人口の動きをみると、0～14歳（年少人口）は3,000人程度、15～64歳（生産年齢人口）は25,000人程度がそれぞれ減少します。

一方、65～74歳（前期高齢者）と75歳以上（後期高齢者）はどちらも1万人以上増加し、65歳以上（老年人口）は令和6（2024）年から26,000人程度増える見通しであり、令和27（2045）年の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は33.0%に上昇する見通しです。

年齢4区分別人口（人）・割合（%）の推計

| 年齢区分 | 令和6（2024）年 | | 令和27（2045）年 | | 増減 | | |
|--------|------------|--------|-------------|--------|---------|--------|-----|
| | 人口 | 割合 | 人口 | 割合 | 人口 | 割合 | |
| 人口 | 238,774 | — | 236,048 | — | -2,726 | — | |
| 0～14歳 | 28,812 | 12.1 | 25,891 | 11.0 | -2,921 | -1.1 | |
| 15～64歳 | 157,878 | 66.1 | 132,314 | 56.1 | -25,564 | -10.0 | |
| 65歳以上 | 52,084 | 21.8 | 77,843 | 33.0 | 25,759 | 11.2 | |
| 内訳 | 65～74歳 | 22,355 | 9.4 | 35,446 | 15.0 | 13,091 | 5.6 |
| | 75歳以上 | 29,729 | 12.5 | 42,397 | 18.0 | 12,668 | 5.5 |

※割合は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある

資料：令和6（2024）年は住民基本台帳（1月1日現在），

令和27（2045）年は市の将来人口推計（令和4年3月）

第1章
計画の策定に当たって

第2章
地域福祉の現状と課題

第3章
調布市の福祉の共通事項

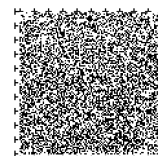
第4章
計画の基本方向

第5章
成年後見制度の利用促進

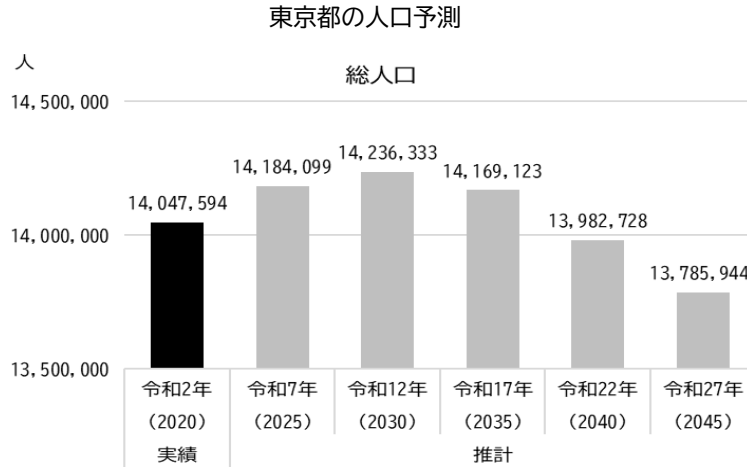
第6章
8つの福祉圏域の取組

第7章
計画の推進に向けて

参考資料



東京都の人口予測(令和2年国勢調査を基準年とした推計)では、東京都の人口も市と同じ令和12(2030)年頃をピークに減少に転じる見通しです。

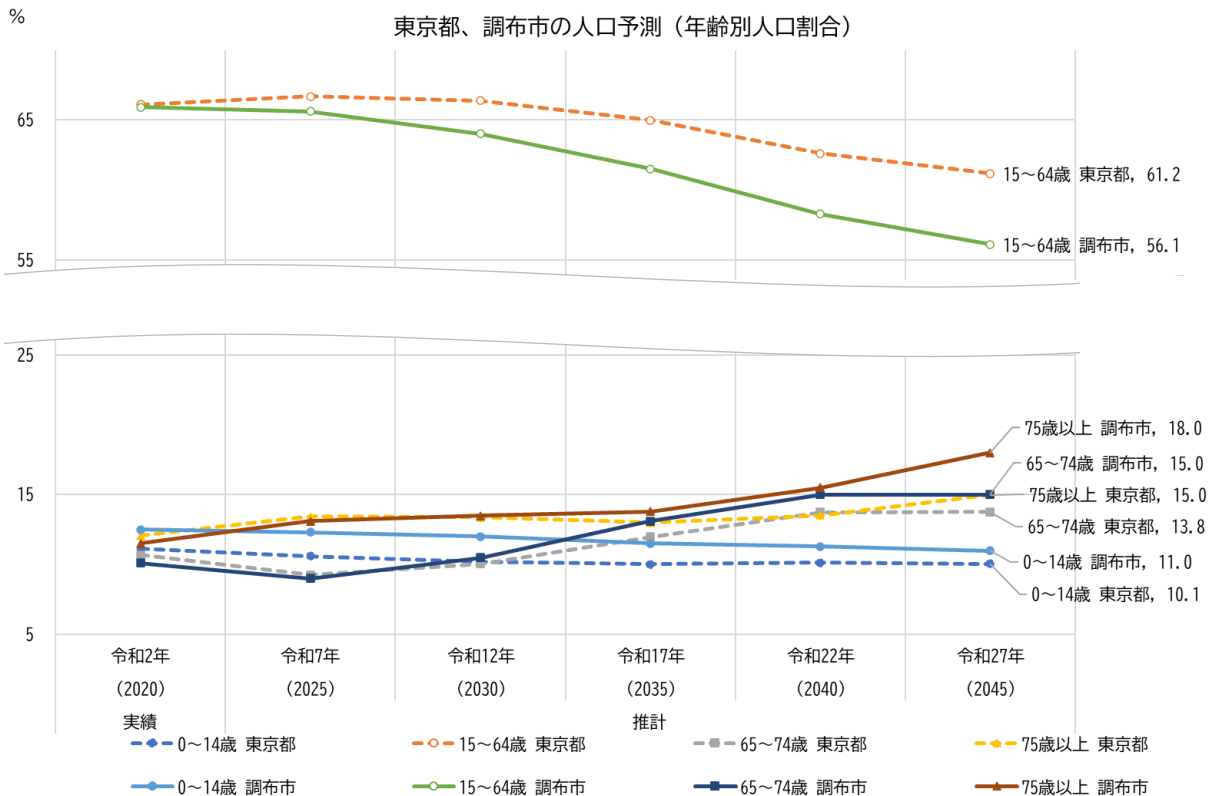


資料：東京都の人口予測(令和5年3月28日更新)

向こう約20年の人口の動きを東京都と比較すると、市の15～64歳(生産年齢人口)は東京都よりも速いスピードで減少します。

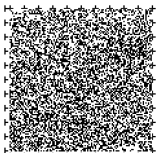
65～74歳(前期高齢者)と75歳以上(後期高齢者)は令和17(2035)年頃から東京都を上回るスピードで増える見通しであり、高齢化が加速します。

一方、0～14歳(年少人口)は東京都よりゆるやかに減少が進む見通しです。



※令和2年(実績値)は、東京都が国勢調査、市が住民基本台帳人口(外国人を含む)(10月1日現在)

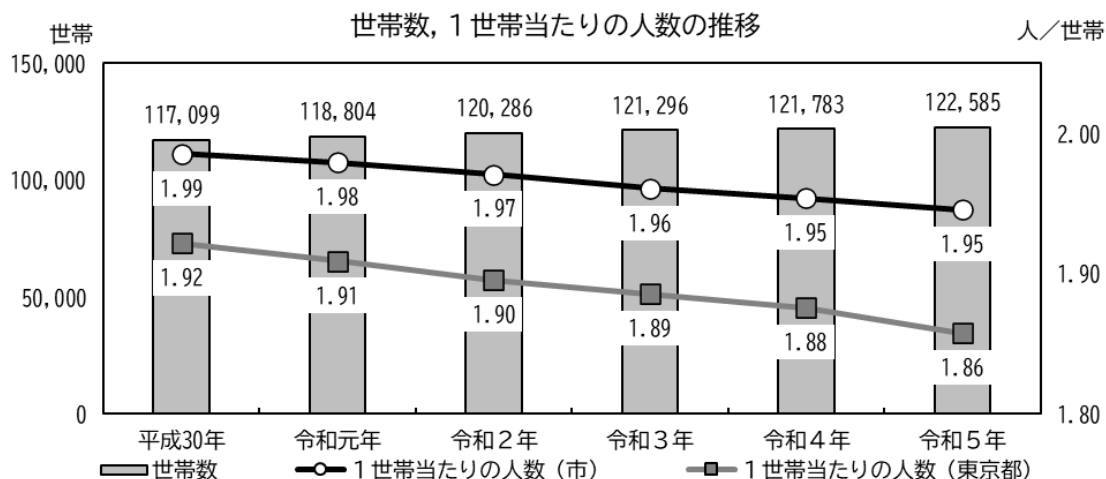
資料：東京都の人口予測(令和5年3月28日更新)、調布市基本計画



(2) 世帯の状況

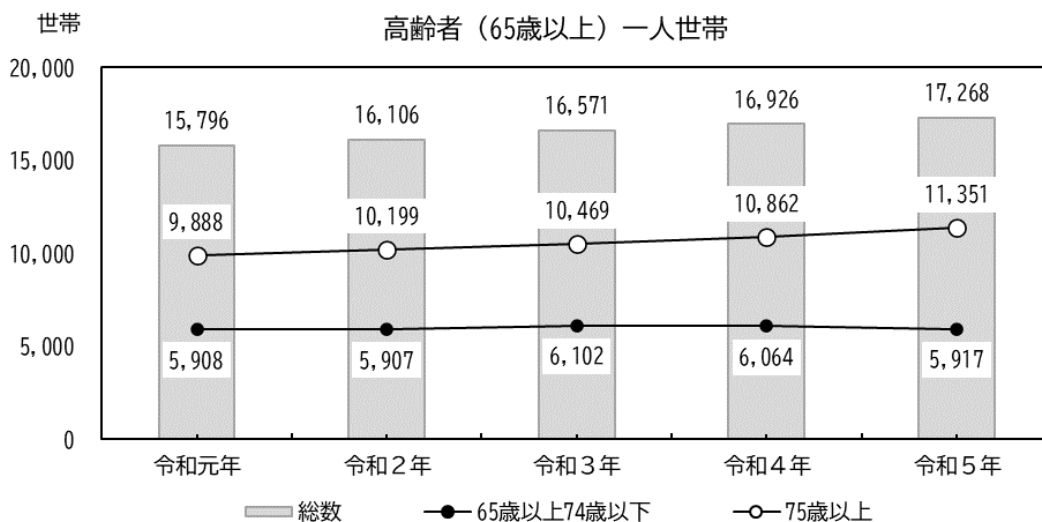
世帯数は、平成30年から約5,500世帯増加し、令和5年に122,585世帯となっています。

1世帯当たりの人数はゆるやかに減少しており、東京都を上回るものの、令和5年は1.95人/世帯となっています。

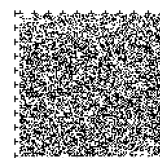


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

高齢者（65歳以上）一人世帯数は令和元年から1,500世帯近く増加し、令和5年は17,268世帯となっています。増加した世帯数の大半は75歳以上世帯であり、令和5年の75歳以上世帯は高齢者（65歳以上）一人世帯数の約66%を占めています。

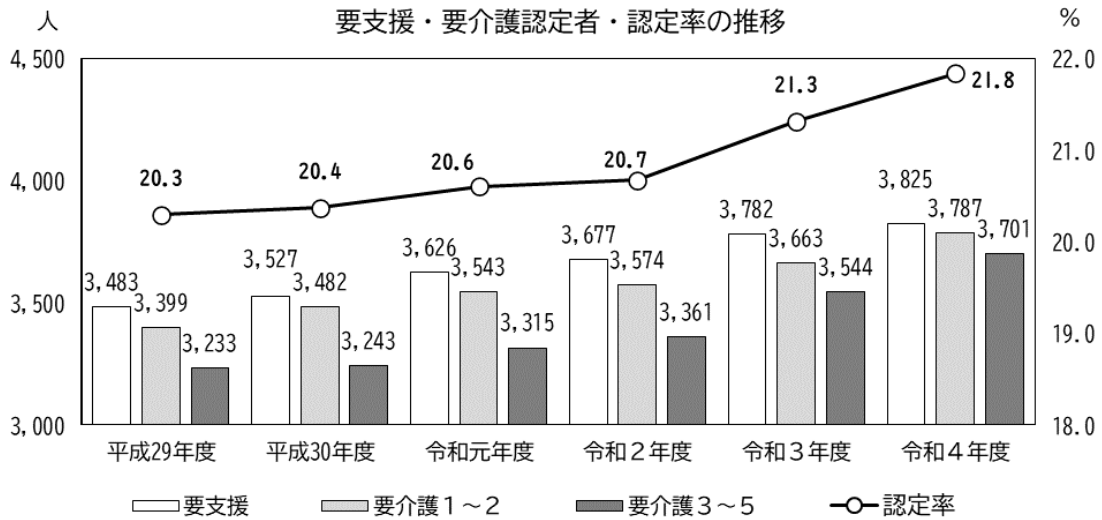


資料：調布市の世帯と人口（各年4月1日現在（外国人を含む））



(3) 要支援・要介護認定者の状況

介護保険の要支援・要介護認定者数は、平成29年度から令和4年度にかけて、要支援、要介護1～2、要介護3～5のいずれにおいても増加しています。認定者数の増加に伴い認定率も年々上昇し、令和4年度は21.8%となっています。

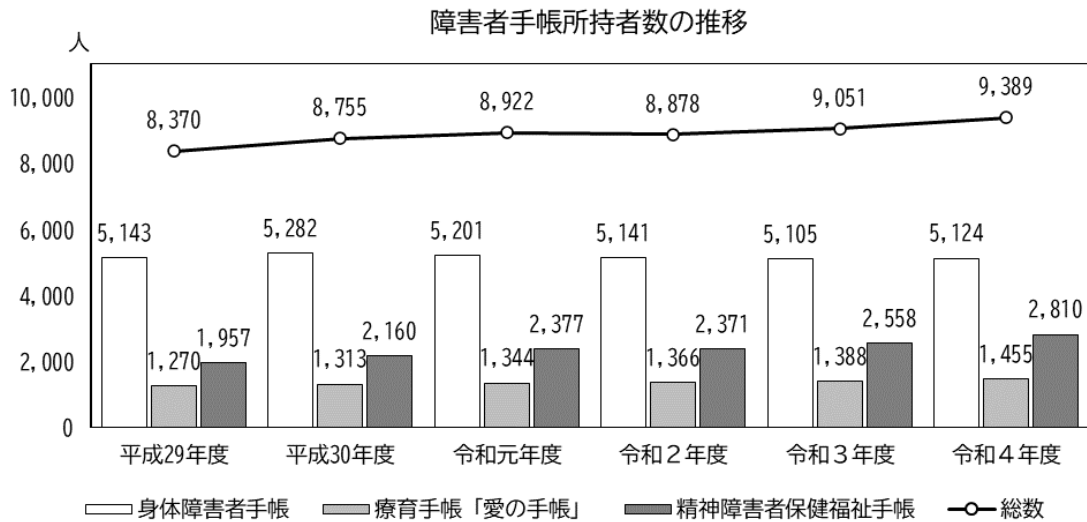


資料：調布市統計書(各年度3月31日現在)

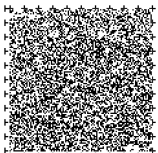
(4) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は、平成29年度から約1,000人増加し、令和4年度は9,389人となっています。

平成29年度から令和4年度にかけて、療育手帳「愛の手帳」所持者数が185人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が853人増加しています。身体障害者手帳所持者数は5,100～5,200人台で推移しています。



資料：調布市統計書(各年度3月31日現在)





コラム | 主な地域活動

(個別に記載があるものを除き、令和5年4月現在)

身近な地域における多様な活動

| | | |
|----------|--|-------|
| ☆ひだまりサロン | 地域の中で一人ひとりが孤立することなく、お互いに支え合い助け合って、健康で安心した生活が送れるような憩いの場です。 | 90 箇所 |
| ☆子ども食堂※ | 地域住民などが主体となって無料又は低料金で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場であり、子どもの貧困などに気付き、支援のきっかけにもなる場です。 | 22 箇所 |

※子ども政策課及び調布市社会福祉協議会において把握している団体数です。

身近な地域での組織的な活動

| | | |
|----------------------|--|--------|
| ☆自治会 | 生活環境の向上、防犯・防災など地域の共助力向上を目指して、様々な活動を行う組織です。 | 335 団体 |
| ☆地区協議会 (令和5年7月現在) | 地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織です。 | 18 団体 |

見守りや緊急時に備える活動

| | | |
|-------------------------------------|---|-------|
| ☆民生委員・児童委員 (令和5年8月現在) | 様々な相談に応じ、相談者と行政機関とのパイプ役として地域に根ざした広範囲な活動をする厚生労働大臣から委嘱された方です。 | 150 人 |
| ☆調布市見守りネットワーク(みまもっと) (令和5年10月現在) | 日常生活や業務活動の中で、地域の高齢者等の異変や生活上の支障等に気付いたら通報・相談するネットワークです。 | 76 団体 |

第1章
計画の策定に当たって

第2章
地域福祉の現状と課題

第3章
調布市の福祉の共通事項

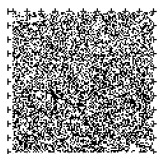
第4章
計画の基本方向

第5章
成年後見制度の利用促進

第6章
8つの福祉圏域の取組

第7章
計画の推進に向けて

参考資料



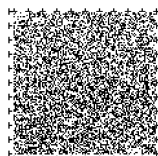
地域を限定しない活動

| | | |
|--------------------------|---|--------|
| ☆ボランティア※ | 個人の自発的・主体的な意思により、福祉などの事業活動に参加する人のことです。市内では様々なボランティアの方や団体が存在します。 | 409 団体 |
| ☆調布市赤十字奉仕団 (令和5年8月現在) | 赤十字の博愛人道の精神に基づき、明るく住みよい社会を築き上げていくための諸活動を実践しようとする方々で結成されたボランティア組織です。 | 56 人 |
| ☆社会福祉法人 | 社会福祉事業を行うことを目的に設立された法人です。公益性と非営利性を備え、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たしています。 | 41 法人 |

※市民活動支援センター作成の市民活動団体リストに掲載されている団体数であり、実際に地域で活動しているボランティアの数と一致するものではありません。

罪を犯した人の更生を助ける活動

| | | |
|--------------------|---|-------|
| ☆保護司 (令和5年8月現在) | 罪を犯した人の立ち直りを地域で支える、法務大臣から委嘱された方です。社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるように調整や相談を行っています。 | 50 人 |
| ☆更生保護女性会 | 更生保護への理解と協力を得るための運動を展開しつつ、広く社会の方々に更生保護の心を伝え、地域に更生保護の土壌を創り上げるために活動をしているボランティア団体です。 | 260 人 |



2 現行計画の振り返り

平成30年度から令和5年度にかけて取り組んだ事業の進捗（関係課調査）から、現行計画の4つの基本目標と3つの重点施策について、主な成果、事業実施の視点からの課題を整理しました。（注：重点施策3（地域が一体となった災害対策の推進）は基本目標4に包含）

◇地域福祉を担う人づくり，ボランティア活動支援（基本目標1）

（主な取組）

| | | |
|----------------------------|--------------------------|-----------------|
| (1) 学校教育や生涯学習と連携した、福祉教育の推進 | (2) 地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と養成 | (3) ボランティア活動の促進 |
|----------------------------|--------------------------|-----------------|

（主な成果）

■人づくり

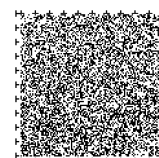
- 福祉に関するメニューも掲載されている生涯学習出前講座ではインターネット申請を導入し、利用者の利便性向上につなげた。
- 「調布市福祉人材育成センター」で実施する専門研修や講演会等にオンラインでの実施を取り入れ、受講者数が増加した。
- 調布市障害者地域自立支援協議会での検討を経て、障害のある当事者からの発信を推進するため、令和5年度から障害当事者講師養成研修を開始した。

■ボランティア活動

- コロナ禍の影響を受け、ボランティアコーナーの活動も縮小・中止が多かったが、令和4年度以降、スマートフォン使用講座（スマホ講座）を開催するなど、社会状況に応じた取組を推進した。
- 市民活動支援センターは、市民活動団体からの相談対応や地域人材養成講座を実施している。令和4年度は、調布まち活フェスタを4年ぶりに対面で開催した。

（主な課題）

- 人づくりについては、小学校や中学校との連携による福祉教育等の推進や、福祉に関する研修や学習の成果を生かす機会の拡大など、様々な取組の一層の拡大が必要である。
- ボランティア活動については、各種の活動がコロナ禍から円滑に再開できるよう、市民活動支援センターや各地域のボランティアコーナー等による効果的な支援が必要である。



◇ふれあい、生きがい、支え合いの地域づくり（基本目標2）

（主な取組）

| | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|
| (1) 地域活動の中心となる地域組織との連携による住民活動の活性化 | (2) 見守りネットワーク（みまもっと）等による見守り・支え合い体制の充実 | (3) 地域サロンの開催等による地域交流や世代間交流の促進 |
| (4) 身近な地域交流拠点の充実 | (5) 罪を犯した者等への社会復帰支援 | |

（主な成果）

■ 地域ぐるみの活動

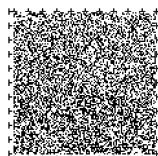
- 地区協議会ごとに担当者を配置し、地域のイベントなどに参加・協力することで、地区協議会の活動を支援した。
- ひとり親家庭ホームヘルプサービスの派遣元を2箇所から4箇所に増やし、さらに派遣ニーズに応える体制を整えた。
- 令和5年10月から地域福祉センターにインターネット予約システムを導入し、利便性向上を図った。

■ 交流促進

- 令和2年度に飛田給に新たに開設した農業体験ファームを含め、6園の農業体験ファームの運営補助を行った。
- 子ども食堂等を運営する団体と情報交換や共有を実施したほか、「調布市子どもの食の確保事業補助金」による経費の一部補助、市ホームページや市報、子育て支援情報誌、SNS等による活動の広報支援を行った。
- 令和5年度に、社会福祉法人が運営する子育て支援施設「プレイセンターせんがわ」の開設補助を行った。

■ 支援活動

- 子ども家庭支援センターすこやかに設置した児童虐待防止センターを令和3年度から市直営の運営とし、令和5年度からヤングケアラー支援事業を実施した。
- 令和4年度に「調布市更生支援プラン（調布市再犯防止推進計画）」を策定し、更生支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図った。



(主な課題)

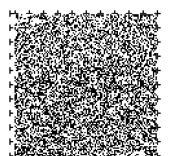
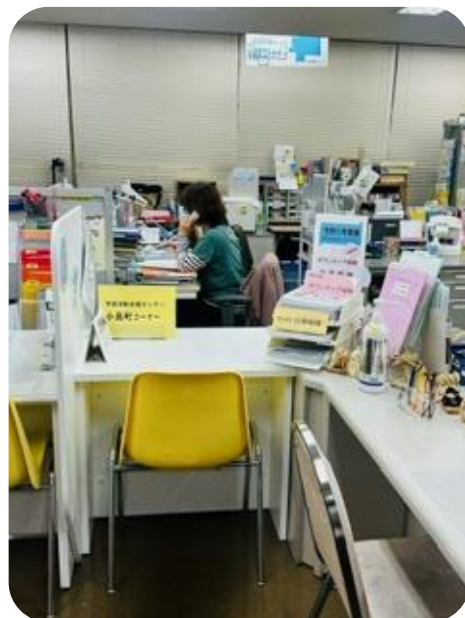
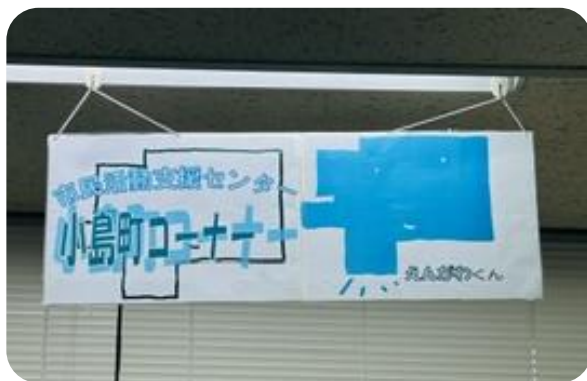
- 地域ぐるみの活動では、ひとり親家庭ホームヘルパー、生活支援コーディネート事業「ちょこっとさん」登録ボランティア、地域福祉センターで行う会食サービスの調理ボランティアなどの人材確保が必要である。
- 民間配食業者が増加する中、市の施策としての配食サービスをどのように位置付けていくかの検討が必要である。
- 交流促進では、いつでも誰でも利用できる地域の居場所に対するニーズに対し、市民や団体の活動支援と拠点づくりが必要である。
- 支援活動では、児童虐待防止と更生支援の取組など、様々な連携体制の下、各分野において効果的な取組を展開することが必要である。



★ ★ ★ コラム | ボランティアコーナー

ボランティアコーナーは、市民活動支援の拠点として、調布市社会福祉協議会が市内7箇所に設置しており、市民活動支援センターと各コーナー等が相互に連携を図りながら、市民活動への効果的な支援をしています。

各コーナーには、専門のコーディネーターが配置（野ヶ谷の郷を除く。）されており、ボランティア活動に関する相談支援等を行っています。



◇地域福祉の輪を広げるネットワークづくり（基本目標3）

（主な取組）

| | | |
|--|-------------------------|----------------------------|
| (1) 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり | (2) 多様なメディアを生かした情報提供の充実 | (3) 複合化した地域課題を解決するための体制づくり |
| (4) 誰もが利用しやすい権利擁護の推進 | | |

（主な成果）

■情報

- 市の福祉にかかる制度やサービスを、市報ちょうふ、市ホームページとSNS（X（旧ツイッター）、LINE等）、テレビ広報ちょうふや市公式YouTubeの動画配信など、多様な方法で情報提供を行った。

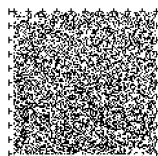
■権利擁護

- 専門の相談員を配置し、市民からの権利擁護に関する相談等に対応した。
- 5市（調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市）で多摩南部成年後見センターを運営することにより、セーフティネットとして、成年後見事務を提供した。
- 多摩南部成年後見センターを活用して、市民後見人の養成を推進した。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、令和元年度に「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、令和2年度に同計画の「調布市の取組」を策定した。

（主な課題）

- 必要な人に情報が届くよう、より一層の工夫が必要である。
- 権利擁護では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて、行政、専門職団体、関係機関等との連携により、体制の整備を進める必要がある。また、後見の受任に限らず、養成した市民後見人の活躍の場を広げることが必要である。

※「(1) 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり」と「(3) 複合化した地域課題を解決するための体制づくり」は、後述「◇地域におけるトータルケアの推進（重点施策1）」に包含した。



◇安全・安心して生活できる環境づくり（基本目標4）

（主な取組） （注）（1）の事業は重点施策3（地域が一体となった災害対策の推進）を含む。

| | | |
|----------------------------------|---------------------|---------------------------------|
| （1）地域力を最大限生かした防犯・防災等の安全なまちづくりの推進 | （2）介護予防や生活支援サービスの充実 | （3）保健・医療・福祉が連携した総合的なケアマネジメントの推進 |
| （4）多様な参加と活躍の促進 | （5）地域での相談支援 | （6）高齢者等の住宅確保要配慮者への支援 |

（主な成果）

■防犯・防災

- 避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の提供を行うとともに、自治会等と避難行動要支援者の支援に関する協定の締結を推進した。
- 毎年度、防災市民組織が増加している。
- 令和2年度に「防災マップ」、「洪水ハザードマップ」を更新、「土砂災害ハザードマップ」を作成、令和4年度に「洪水・内水ハザードマップ」を作成し、周知を行った。
- 要配慮者・発熱者等・ペットの専用避難場所を設けた。

■保健・医療・福祉の連携

- 医師会・歯科医師会・薬剤師会・関係部署と連携し、各種保健事業（糖尿病重症化予防、生活習慣病や慢性腎臓病（CKD）の受療勧奨、薬剤併用禁忌予防）を実施した。
- 認知症当事者主体の取組やチームオレンジの立上げに向けた取組の拡充を図った。
- 専任相談員による子どものアレルギー相談、アレルギー疾患の専門医による講演会の動画配信や従事者研修会を実施した。
- 令和4年度より在宅療養推進会議を開催し、在宅医療・介護連携を行っている。

■社会参加

- ハローワーク、関係機関、庁内関係部署、ちょうふ若者サポートステーションと連携し、若者の職業的自立を支援した。
- 「ちょうふだぞう」「こころの健康支援センター就労支援室ライズ」の2箇所の就労支援センターにおいて、精神障害者や発達障害者の相談支援、社会復帰のための訓練事業、就労支援事業を実施した。
- 令和6（2024）年4月、障害者の一般就労を支援する「（仮称）ワークライフカレッジすとおく」を設置する予定である。

第1章
計画の策定に当たって

第2章
地域福祉の現状と課題

第3章
調布市の福祉の共通事項

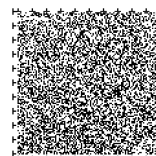
第4章
計画の基本方向

第5章
成年後見制度の利用促進

第6章
8つの福祉圏域の取組

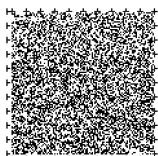
第7章
計画の推進に向けて

参考資料



(主な課題)

- 防犯・防災では、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の要支援者への支援について、継続的な意識啓発や行政・関係機関・地域との平時からの連携による、災害時における体制の整備を進める必要がある。
- 保健・医療・福祉の連携では、認知症当事者のニーズ抽出やチームオレンジの立上げに向けた基盤や人材確保等が必要である。また、妊婦に対するアレルギー疾患対策の視点からの適切な指導の実施が必要である。
- 社会参加では、障害者雇用等の拡大の一方で、より幅広い就労へ向けたニーズへの対応や、若者の職業的自立支援における関係機関等の連携強化等が必要である。



◇地域におけるトータルケアの推進（重点施策Ⅰ）

（主な取組）

| | | |
|-----------------------------|---------------------------|-------------------|
| （１）支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化 | （２）保健・医療・福祉が連携したサービスの充実 | （３）制度外のサービス・支援の充実 |
| （４）生活困窮者の自立支援の取組と社会参加の促進 | （５）社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進 | |

（主な成果）

■市全体の体制

- ８つの福祉圏域全てに地域福祉コーディネーターを配置し、多機関協働による包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進した。
- 令和５年度から重層的支援体制整備事業に移行したことにより、相談支援包括化推進会議を発展・充実させて、重層的支援会議・支援会議の機能を付加した。
- 調布市見守りネットワーク事業の協定団体が毎年度増加した。

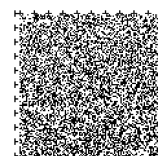
■高齢者支援

- 地域包括支援センターを８圏域に設置し、福祉圏域との整合を図った。
- 令和４年度に在宅療養相談員２人を非常勤から常勤とし、相談体制を充実した。
- 調布ゆうあい福祉公社等と連携し、ケアラーカフェ、認知症カフェの立上げ、マップの作成と周知（全戸配布）、カフェ運営者同士のネットワーク構築を図った。また、令和４年度に、意識せず介護を担っているケアラー（介護者）（*１）向けリーフレットを作成した。

■子ども・若者支援

- 調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、ひきこもり、不登校、無業など様々な困難を抱える子ども・若者とその家族の相談に対応した。また、家以外に過ごす場の提供として、居場所事業を実施した。
- ゆりかご調布面接において、令和元年１０月から申請窓口を健康推進課及び子ども家庭支援センターすこやかかの２箇所に集約し、機能強化を図った。さらに、令和３年３月からオンラインでの面接及び東京共同電子申請サービスによる面接予約、令和５年２月からぴったりサービス（マイナポータルからの申請）を開始、令和５年度から電子申請サービスをインターネットによる受付に変更し、面接予約を実施した。

*１ ケアラー（介護者）とは、ケアの必要な家族などを無償でケアするインフォーマルケアの担い手のこと。



■障害者支援

- 基幹相談支援センター，市内3箇所の相談支援事業所，こころの健康支援センターを中心とした相談支援体制の継続と，各相談機関のスキルアップを図った。
- 令和元年4月から「調布市障害者（児）地域生活支援拠点」の「面的な体制」による運用を開始し，連絡会の開催による連携強化や課題抽出を行っている。

■生活困窮者支援

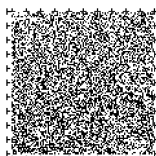
- 調布ライフサポートにおいて，ワンストップ型の相談窓口として，生活困窮者の自立を支援した。また，令和元年度には新たに就労準備支援事業と家計改善支援事業を行い，就労に至る前の方の支援や，家計に問題を抱える方の自立を支援した。

■教育支援

- 令和5年度から，教育委員会に「学び」に困難を抱える児童・生徒への支援体制を強化するため，チーフスクールソーシャルワーカーを新たに配置した。

(主な課題)

- 市全体の体制では，重層的支援体制整備事業への移行に伴い，従来の取組を踏まえて，相談支援，参加支援，地域づくりに向けた支援の各取組を一体的に実施し，効果的な推進を図る必要がある。
- 高齢化に伴い増加が予想される在宅療養に対応するため，医療・介護専門職相互の一層の連携強化が必要である。
- 多様な課題を抱える生活困窮者に対し，きめ細かな対応が必要である。
- こころの健康支援センターでの相談は30歳代以下が多く，また，10歳代の相談者も増えているため，他の関係機関と連携した対応力の向上が必要である。
- 調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」の利用者の増加に対応するため，相談体制の強化が必要である。

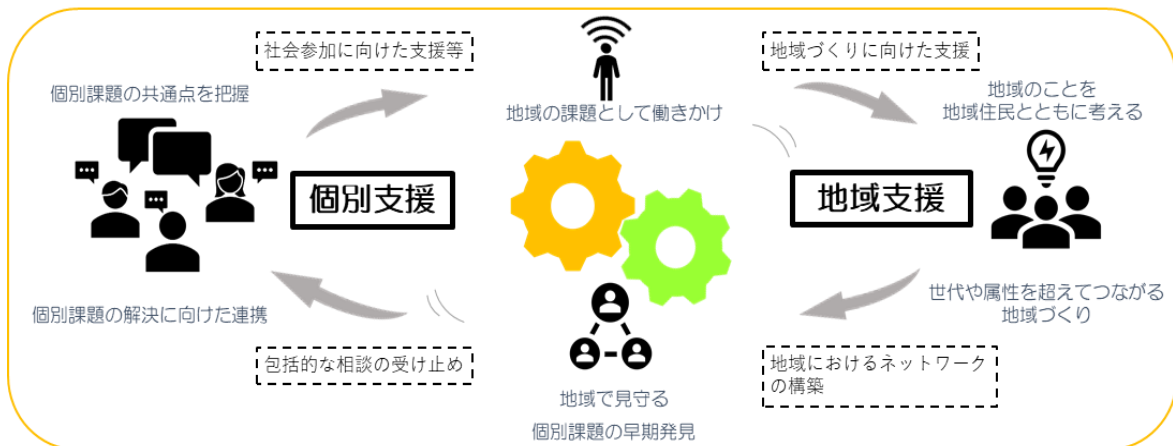




コラム | 地域福祉コーディネーター

生活上の悩みや困りごとを抱える方，制度の狭間で苦しんでいる方などに対し，様々な機関や団体と連携しながら，課題の解決を目指します。

また，個別の課題から地域で共通する生活課題を見つけ，地域の方とともに考え，分野を超えた多様な主体による重層的な支援体制づくりや地域における支え合いの仕組みづくりに向けた取組を行っています。



個別支援

アウトリーチにより，地域の生活課題を発見し，受け止め，様々な関係機関や地域住民，ボランティア等と連携を図ることにより，課題の解決を図ります。

地域支援

地域住民，関係機関，企業や行政などの多様な主体と連携・協働しながら，地域の居場所づくり，地域活動の立上げ支援などを行うとともに，地域住民や専門職などによるネットワークを構築し，地域における支え合いの仕組みづくりを行います。

◆ 個別支援と地域支援は，相互に連動しています。地域福祉コーディネーターの活動は，その両方を行うことに大きな特徴があります。

第1章
計画の策定に当たって

第2章
地域福祉の現状と課題

第3章
調布市の福祉の共通事項

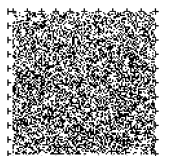
第4章
計画の基本方向

第5章
成年後見制度の利用促進

第6章
8つの福祉圏域の取組

第7章
計画の推進に向けて

参考資料



◇住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（重点施策2）

（主な取組）

| | | |
|----------------------------|--------------------|--------------------------------|
| (1) 地域課題の解決力の強化 | (2) 住民主体の交流活動の場の拡充 | (3) 地域住民相互の支え合いによる互助、共助の取組の活性化 |
| (4) 誰もが認め合い、生きがいのある地域社会づくり | | |

（主な成果）

■ 地域課題解決の体制

- 8つの福祉圏域全てに地域福祉コーディネーターを配置し、地域における支え合いの仕組みづくりを推進する体制の充実を図った。
- 地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の段階的な増員を進め、令和5年10月には8つの福祉圏域に1人ずつの配置が完了した。

■ 住民主体の交流活動の場の充実

- ひだまりサロンにおいては、コロナ禍による影響を踏まえながら、地域福祉コーディネーター、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）、ボランティアコーディネーターが連携を取りながら、サロンの立上げや活動の継続、再開の支援を行った。
- シニア世代を主な対象とする地域デビュー事業で、様々な事業を実施し、市民が地域で活動するきっかけづくりに寄与した。

■ 地域活動やボランティア活動の充実

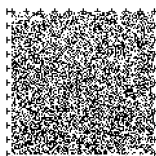
- コロナ禍の影響を受け、ボランティアコーナーの活動も縮小・中止が多かったが、令和4年度以降、スマートフォン使用講座（スマホ講座）を開催するなど、社会状況に応じた取組を推進した。（再掲）

■ 人権啓発活動

- 人権尊重の理念に対する理解を深めるため、人権擁護委員や教育機関（小中学校）と連携し、子どもたちからの人権メッセージ発表会、人権の花運動及び全国中学生人権作文コンテスト東京都大会等の人権啓発活動を行った。

（主な課題）

- 地域課題解決では、重層的支援体制整備事業への移行に伴い、地域づくりに向けた支援の下、地域の実情を踏まえながら取組を推進する必要がある。
- 住民主体の交流活動の場の充実では、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、コロナ禍で中止が相次いだ集いの場や世代間交流活動の再開、活動の継続、新規立上げへの支援が必要である。
- 人生100年時代を見据え、より幅広い世代が学べるきっかけづくりや、情報提供の工夫が必要である。
- 地域活動やボランティア活動の充実については、各種の活動がコロナ禍から円滑に再開できるよう、市民活動支援センターや各地域のボランティアコーナー等による効果的な支援が必要である。（再掲）
- 人権啓発活動では、成人に対する啓発活動の効果的な取組が必要である。



3 調布市の地域福祉の課題

地域福祉の現状、現行計画の振り返りや調布市民福祉ニーズ調査の結果等から、これからの地域福祉を進めるうえでの課題を整理しました。

課題1 本人のニーズを踏まえた支援体制の整備を図るとともに、身近な居場所の充実や社会参加への支援等を推進する必要がある

市の現状

- 市は、多機関協働の中心的な役割を担う地域福祉コーディネーターと地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を8つの福祉圏域全てに1人ずつ配置しました。

今後の見通し

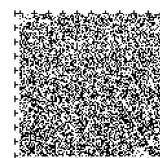
- この体制を中心に、複雑化・複合化する地域の生活課題に対する支援や地域における支え合いの仕組みづくりを進めています。

市民の声

- 今後の人口動向や社会情勢からは、高齢者の増加に伴うフレイル（*2）予防、社会的孤立に対する社会参加に向けた支援、ひとり暮らし高齢者や地域生活を希望する障害者の増加に伴う住まいの確保や生活支援、高齢の介護者や本人が意識をしていないヤングケアラーの支援など、求められる福祉ニーズのさらなる複雑化・複合化が想定されます。
- 調布市民福祉ニーズ調査と住民懇談会から以下のような課題が挙げられました。

| 区分 | 調布市民福祉ニーズ調査のアンケート調査、住民懇談会から見えた課題 |
|-------------------|--|
| 介護予防、生活支援、医療・介護連携 | <ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくり、介護予防活動を支援する取組が必要である〔高齢者〕 ● 介護者の心身の負担を軽くするための環境づくりが必要である〔高齢者〕 ● 高齢者への早い時期からの認知症予防の働きかけが必要である〔高齢者〕 ● 病気や障害をもちながら在宅で暮らす人のQOL（生活の質）を高める取組が必要になる〔障害者〕 ● 障害児・者の家族・介護者を支援するため、多くの分野や地域との連携が必要である〔障害者〕 |
| 社会参加・居場所の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 身近な居場所の充実を図る必要がある〔市民〕 ● 多様性を認め合う意識を育む必要がある〔市民〕 ● 社会参加、趣味・生きがいづくりへの支援が必要である〔高齢者〕 |

*2 フレイルとは、「加齢により心身が老い衰えた状態」のこと。高齢者のフレイルは、生活の質を落とし、様々な合併症も引き起こす危険がある。一方、フレイルは、早く介入して対策を行うことで、元の健常な状態に戻る可能性がある。（出典：公益財団法人長寿科学振興財団「健康長寿ネット」）



課題2 多様性を認め合い、互いを尊重する意識の向上と、世代や分野を超えた取組等を基盤に、ともに生きる地域をつくる必要がある

第1章
計画の策定に当たって

第2章
地域福祉の現状と課題

第3章
調布市の福祉の共通事項

第4章
計画の基本方向

第5章
成年後見制度の利用促進

第6章
8つの福祉圏域の取組

第7章
計画の推進に向けて

参考資料

市の現状

- 市は、学校教育や生涯学習と連携して、人権尊重の社会づくり、地域福祉を担う人材の養成、市民活動の活性化に取り組んでいます。
- 判断能力の不十分な方の権利が守られるよう、専門の相談員を配置することにより、権利擁護に関する幅広い相談を受け付けているほか、多摩南部成年後見センターによる法人後見等を行っています。また、権利擁護に関する専門職等との連携や市民後見人の養成を進めています。

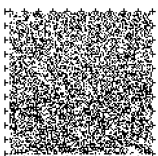
今後の見通し

- ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、様々な背景をもつ一人ひとりの個性を尊重し、互いに認め合う地域社会が求められます。
- 後期高齢者の増加、障害者本人や家族の高齢化に伴い、権利擁護支援について、誰もが利用しやすい環境づくりが求められます。
- 地域共生社会の充実に向けて、高齢者、障害者、子ども、若者等の誰もがそれぞれの立場で、地域において活躍の場を広げることができる地域づくりが求められます。

市民の声

- 調布市民福祉ニーズ調査と住民懇談会から以下のような課題が挙げられました。

| 区分 | 調布市民福祉ニーズ調査のアンケート調査、住民懇談会から見えた課題 |
|---------------|---|
| 福祉教育、心のバリアフリー | <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉のまちづくりを推進する必要がある〔市民〕 ● 多様性を認め合う意識を育む必要がある〔市民〕 ● 病気や障害への理解を深め、共生社会に向けた気運を高める必要がある〔障害者〕 |
| 情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の資源の活用をはじめとして、多様な方法で情報を発信する必要がある〔懇談会〕 |



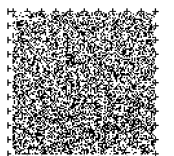
課題3 住民主体による地域福祉活動の多様な担い手を増やし、関係機関、行政と連携・協働することで、見守りと支え合いの仕組みづくりを推進する必要がある

市の現状

- 市は、シニア世代の地域デビュー講座をはじめ、地区協議会、自治会、ボランティア団体、社会福祉法人の公益的な取組など、地域福祉活動の多様な担い手が増えるよう取り組んでいます。
- 8つの福祉圏域に配置した地域福祉コーディネーターを中心に、地域課題の発見や、住民主体の交流活動の場の支援、地域資源の開発などに取り組んでいます。また、令和5年10月からは、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を2人増員し、全ての福祉圏域における支援体制の強化を図りました。
- 調布市見守りネットワーク事業の協定団体が毎年度増えています。
- 住民主体の交流活動の場（サードプレイス）などが増える一方、コロナ禍の休止等からの再開や活動の継続について、支援が必要です。
- 避難行動要支援者の支援について、避難支援等関係者との連携を図るとともに、協定締結団体と意見交換等を行う連絡会を開催しています。

今後の見通し

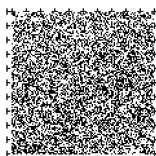
- 人生100年時代を迎えた今日、年齢に関係なく、地域や社会のために活動する意欲のある人が活躍できる機会が求められています。
- 近年、社会貢献を行う団体や企業等が増えています。こうした団体等による活動が広がることにより、地域活動団体や行政等との連携が進むことが期待されます。
- 地域には社会的に孤立する人や支援を利用しない人もいますが、誰かが見守り続け、つながる機会を逃さないことが必要です。
- いざという時に備えて、身近な地域で日頃から顔の見える関係づくりを進めることや、災害時の避難情報の周知、災害時に配慮が必要な人への取組など、身近な地域だからこそできる災害対策に継続して取り組んでいく必要があります。



市民の声

- 調布市民福祉ニーズ調査結果と住民懇談会から以下のような課題が挙げられました。

| 区分 | 調布市民福祉ニーズ調査のアンケート調査，住民懇談会から見えた課題 |
|-------------------|---|
| 人材養成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会参加，趣味・生きがいづくりへの支援が必要である〔高齢者〕 |
| 見守り・支え合い，ボランティア活動 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域での支え合いの仕組みづくりを推進する必要がある〔市民〕 ● 多様な主体による見守りと支え合いの輪を広げる取組が必要である〔高齢者〕 ● 介護者の心身の負担を軽くするための環境づくりが必要である〔高齢者〕 ● 障害児・者の家族・介護者を支援するため，多くの分野や地域との連携が必要である〔障害者〕 |
| 居場所，世代間交流 | <ul style="list-style-type: none"> ● 身近な居場所の充実を図る必要がある〔市民〕 ● 地域資源を活用し，障害児・者の居場所（サードプレイス），余暇・スポーツ活動の機会を増やす取組が必要である〔障害者〕 ● 住民主体の交流活動の場の構築を支援する必要がある〔懇談会〕 ● 誰もが活動しやすく，参加しやすい地域の居場所の充実が重要である〔懇談会〕 |
| 防災 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に住民同士で支え合いができる防災対策を推進する必要がある〔市民〕 ● 災害時への備えの徹底と，避難が困難な状況の障害者等を支援する体制の強化を図る必要がある〔障害者〕 |



課題4 複雑化・複合化した課題を抱える世帯・個人を支援するため、包括的な支援体制を構築する必要がある

第1章
計画の策定に当たって

第2章
地域福祉の現状と課題

第3章
調布市の福祉の共通事項

第4章
計画の基本方向

第5章
成年後見制度の利用促進

第6章
8つの福祉圏域の取組

第7章
計画の推進に向けて

参考資料

市の現状

- 市は、地域福祉コーディネーターを8つの福祉圏域全てに1人ずつ配置しました。また、地域包括支援センターの区域を8つの福祉圏域と整合を図りました。
- 令和5年度から重層的支援体制整備事業に移行したことにより、相談支援包括化推進会議を発展・充実させて、重層的支援会議・支援会議の機能を付加しました。
- 生活困窮者の自立支援を行う調布ライフサポート、高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センター、障害福祉に関する支援拠点（基幹相談支援センター、市内3箇所の相談支援事業所、こころの健康支援センター）、子ども家庭支援センターすこやかや調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」等において、分野を超えた横断的な連携を進めており、年齢や制度の切れ目のない支援体制を構築しています。

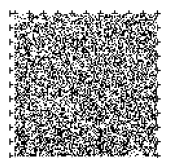
今後の見通し

- 重層的支援体制整備事業への移行に伴い、従来の取組を踏まえて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の各取組を一体的に推進していく必要があります。
- コロナ禍の影響で、高齢者のフレイルや失業者が増加しました。さらに、子どもの肥満、生活リズムの乱れ、体力やコミュニケーション力の低下もみられ、数年先に新たな福祉ニーズが発生する可能性も考えられます。
- コロナ禍の「効果」として急速に普及したデジタルの力を、包括的な支援において活用していくことが期待されます。

市民の声

- 調布市民福祉ニーズ調査結果と住民懇談会から以下のような課題が挙げられました。

| 区分 | 調布市民福祉ニーズ調査のアンケート調査、住民懇談会から見えた課題 |
|-------------|---|
| 包括的な支援体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ● 複雑化・複合化した課題を抱えている世帯や個人を包括的に支援する体制を構築する必要がある〔市民〕 ● 相談窓口の認知度向上とアウトリーチ活動の充実が必要である〔高齢者〕 ● 障害児・者が地域で暮らし続けるため、多様な住まいの確保や心身の障害に合わせた地域包括ケア体制の強化が必要である〔障害者〕 ● 障害児・者の家族・介護者を支援するため、多くの分野や地域との連携が必要である〔障害者〕 |



第1章
計画の策定に当たって

第2章
地域福祉の現状と課題

第3章
調布市の福祉の共通事項

第4章
計画の基本方向

第5章
成年後見制度の利用促進

第6章
8つの福祉圏域の取組

第7章
計画の推進に向けて

参考資料

